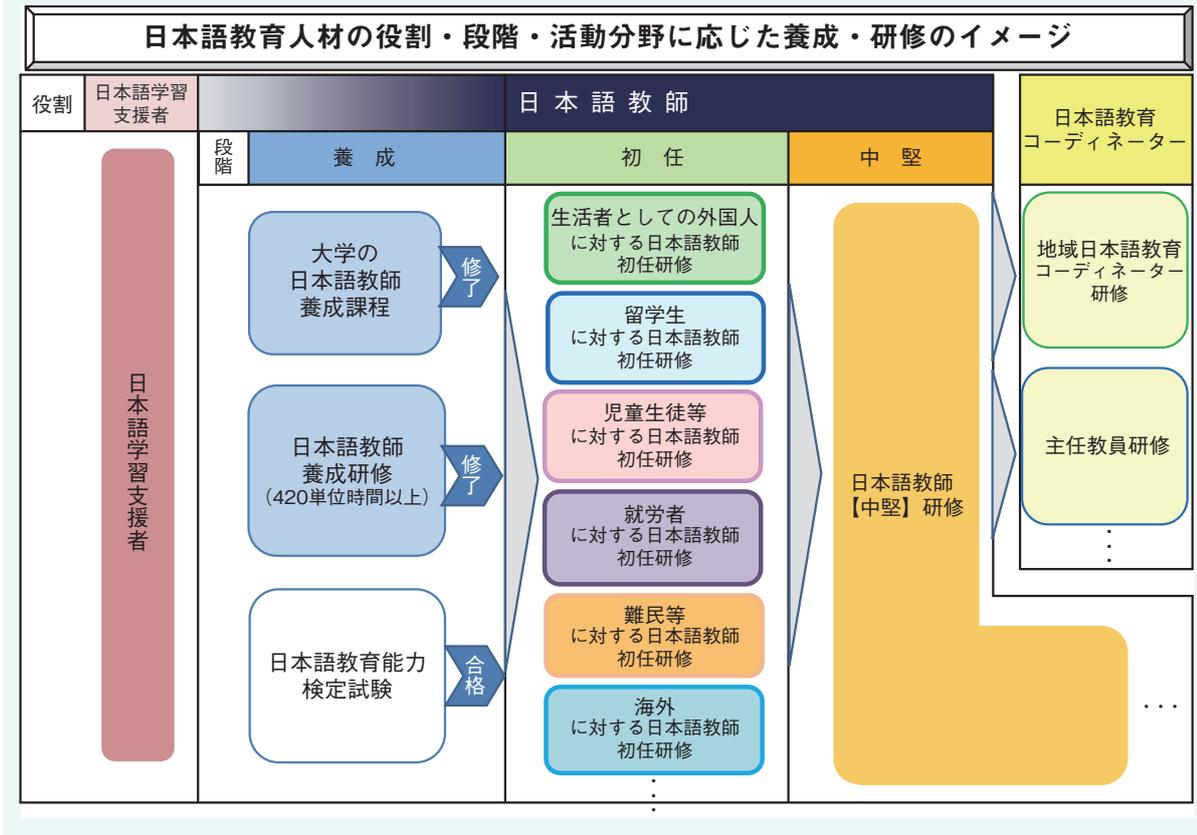


図表 30

日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ



## 第14節 新しい時代に対応した著作権施策の展開

### 1 海賊版対策を中心とした著作権分科会報告書

文化審議会著作権分科会においては、社会の要請を踏まえ、著作権制度の見直しなどについて検討を行っています。

平成30年度（第18期）においては、「リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応」や「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」をはじめとする著作権等の適切な保護を図るための措置のほか、「著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入」をはじめとする著作物等の利用の円滑化を図るための措置等について検討を行い、平成31年2月には、「文化審議会著作権分科会報告書」を取りまとめました。

具体的には、リーチサイト・リーチアプリについては、利用者を侵害コンテンツにアクセスすることを容易にすることで、その拡散を助長する蓋然性の高い場・手段であると評価されることから、①リーチサイトを運営する行為やリーチアプリを提供する行為、②リーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツに係るリンクを貼る行為等の双方を規制していくこととされています。

また、侵害コンテンツのダウンロード違法化については、現行法上既に違法となっている音楽・映像以外のコンテンツについても、幅広く違法ダウンロードによる被害が確認されていることから、諸外国の取扱い等も踏まえ、対象範囲を拡大していくこととされました。そ

の際、ユーザー保護の観点から、違法にアップロードされたものだと知らなかった場合には違法とならないように確実に担保するとともに、特に刑事罰については、悪質性の高い行為に限定して適用することとされています。

この他、著作権分科会においては、クリエイターへの適切な対価還元に関する課題や、インターネットによる国境を越えた著作権侵害行為に対する対応の在り方、著作権保護に向けた国際的な対応の在り方等について検討を行っています。

今後とも、著作物等の利用と権利の保護のバランスを図りながら、新たな時代の要請に応えることができるよう、著作権制度や流通の在り方を審議していきます。

## **2 平成30年改正等の円滑な施行に向けた対応**

### **(1) 平成30年著作権法改正**

平成31年1月、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備や教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備を行う「著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)」が一部の規定を除いて、関連の政省令等とともに施行されました<sup>\*17</sup>。

教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備については、平成31年2月15日付で、教育機関の設置者が授業目的公衆送信補償金を支払う単一の団体として一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)を文化庁長官より指定しました<sup>\*18</sup>。また今回の法整備を契機に、教育関係団体と権利者団体との間で継続的な議論を行うための場として「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が30年11月27日付で設立され、①授業目的公衆送信補償金の徴収事務等を含む補償金の在り方、②教育現場における著作権に関する研修や普及啓発等、③著作権法の解釈に関するガイドライン、④補償金制度を補完するライセンス環境等について、学校現場の実態等を踏まえながら当事者間で検討が行われています。

### **(2) TPP11 整備法**

「環太平洋パートナーシップ協定」(以下、「TPP12協定」という。)は、アジア太平洋地域の12か国の参画のもとで構築された包括的な経済連携協定です。TPP12協定では幅広い分野で21世紀型の新たなルールを構築することを目指しており、著作権等の知的財産権についても、様々な内容について規定し、知的財産権の保護と利用の推進を図る内容となっています。

TPP12協定で合意された著作権関係規定のうち、著作物等の保護期間の延長や著作権等侵害罪の一部非親告罪化等の事項に関しては、文化審議会著作権分科会における検討を経て、平成28年12月9日に、著作権法の一部改正を含む「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」(以下、「TPP12整備法」という。)が成立し、TPP12協定が日本国について効力を生ずる日に施行されることとなっていました。

その後、平成29年1月、アメリカがTPP12協定の離脱を表明したため、11か国による交渉を行い、30年3月8日に「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(以下、「TPP11協定」という。)が署名に至りました。これを受け、TPP11協定を締結するため、同年6月、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律」(TPP11整備法)が成立し、著作権法の改正を含めたTPP12整備法については、TPP11協定が日本国について効力を生ずる日に施行されることとなりました。

\*17 参照：[http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30\\_hokaisei/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/)

\*18 参照：<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/1413647.html>

た\*<sup>19</sup>。

TPP11協定は、同協定の署名国のうち少なくとも6又は半数のいずれか少ない方の国が国内法上の手続を完了したことを寄託者に通報してから60日後に効力を生ずることとされているところ、我が国は、平成30年7月6日にTPP11協定の国内手続の完了について、協定の寄託国であるニュージーランドに対し通報を行い、同年10月31日に6か国目となるオーストラリアが、国内手続を完了した旨の通報をニュージーランドに対し行いました。これにより、TPP11協定は同年12月30日に発効し、TPP12整備法において予定されていた著作権法の改正については、同日より施行されています。

### 3 著作権の円滑な流通の促進

インターネットの普及は、著作物のデジタル化とあいまって、著作物の流通形態を劇的に変化させています。このような状況の中で、著作物の流通促進の観点から、次の施策を展開しています。

#### (1) 「著作権等管理事業法」の的確な運用

著作権等の管理については、著作物等の利用者の便宜を図るとともに、権利の実効性を高めるため、著作物等を集中的に管理する方式が普及しています。これらの事業を行う「著作権等管理事業者\*<sup>20</sup>」に対して、「著作権等管理事業法」に基づき、年度ごとの事業報告の徴収や定期的な立入検査などを行い、適切に事業が行われるよう指導監督を行っています。

#### (2) 権利処理の円滑化に向けた取組

著作権者等の所在が不明の場合に著作物等を適法に利用するための「裁定制度」の運用を行っています。平成30年度は書籍における著作物や放送番組における実演など3万5,816件の著作物等の利用について裁定を行いました。なお、同年度には、裁定制度の利用円滑化の観点から、国及び地方公共団体等が裁定制度を利用する際、補償金の事前供託を不要とする法改正も行いました（平成31年1月施行）。詳細は文化庁ホームページ「著作権者不明等の場合の裁定制度」\*<sup>21</sup>を参照ください。

また、コンテンツの権利処理の円滑化を目的として、平成29年度から、「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」に取り組んでいます。

#### (3) クリエーターへの適切な対価還元

音楽やテレビ番組等を、私的使用の目的で特定の機器や媒体を用いて録音・録画する者は、著作権者に対して補償金を支払わなければならないとする私的録音録画補償金制度が平成4年に導入されていますが、新しい機器やサービスの台頭に伴い、録音・録画の実態に対応していないと指摘されていることを受け、クリエイターへの適切な対価還元の在り方について検討を行っています。

#### (4) 著作権登録制度の運用

著作権に関する事実関係の公示や、著作権が移転した場合の取引の安全の確保などのため、著作権法に基づく登録事務を行っています。

\*<sup>19</sup> 参照：[http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyoko\\_hokaisei/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyoko_hokaisei/)

\*<sup>20</sup> 登録事業者数：28事業者（平成31年3月1日現在）

\*<sup>21</sup> 参照：[http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha\\_fumei/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/)

## 4 著作権教育の充実

著作権に関する意識や知識を身に付けることは、今日ますます重要となっており、現行の中学校や高等学校の学習指導要領においても著作権について取り扱うこととされています。また、全国各地での講習会の開催や教材の作成・提供を行っています。講習会は、国民一般、都道府県等著作権事務担当者、図書館等職員、教職員を対象として毎年10数か所で開催されています。教材は、児童生徒を対象とした著作権学習ソフトウェア、教職員を対象とした指導事例集、大学生や企業を対象とした映像資料、初心者向けのテキスト、著作権Q&Aデータベース「著作権なるほど質問箱」などを、文化庁ウェブサイトにより広く提供しています\*<sup>22</sup>。



平成30年度図書館等職員著作権実務講習会（東京会場）

## 5 国際的課題への対応

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物の国境を越えた流通形態がますます多様化しています。我が国コンテンツの海外での侵害形態として、CD、DVD等のパッケージに加え、インターネット上の著作権侵害が深刻な問題となっています。このような現状に対応した著作権侵害への対策と国際ルールの構築を積極的に推進しています。

### (1) 海外における著作権侵害対策

アジア地域を中心に、我が国のアニメ、音楽、ゲームソフト、マンガなどに対する関心が高まる一方で、これらを違法に複製した海賊版の製造・流通及びインターネット上の著作権侵害が、放置することのできない深刻な問題となっています。このため、著作権保護の実効性を高めるための環境整備を目的として、主に以下の取組を行っています。

- ①政府間協議等の場を通じた侵害発生源・地域への取締強化の働きかけ
- ②アジア・太平洋諸国の政府職員を対象とした研修
- ③侵害発生源・地域の一般消費者を対象とした著作権の普及啓発活動

### (2) 国際ルールづくりへの参画

#### ①日EU・EPA等について

日EU・EPAは、我が国にとって重要なグローバルパートナーであるEUとの経済連携協定です。平成25年3月から交渉を開始し、30年7月に署名に至りました。これを受け、我が国においては同年12月に本協定の締結について国会承認され、同月に日EU双方が本協定発効のための国内手続を完了した旨を通告したことから、本協定は31年2月に発効しています。

日EU・EPAは21世紀の経済秩序モデルとして、知的財産分野についても様々なルールについて規定し、知的財産の保護と利用の推進を図る内容となっています。著作権分野については、著作物等の保護期間を著作者の死後70年等とすること等が含まれています。

このほか、EPA（経済連携協定）交渉等の機会を通じて、アジア諸国を中心とする国々

\*<sup>22</sup> 参照：<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/>

に著作権等関係条約の締結を働き掛けています。

## ②WIPO（世界知的所有権機関）関連事項について

国際的ルールづくりへの参画として、現在WIPO\*<sup>23</sup>において放送機関の保護に関する新条約の策定に向けた議論などが行われており、積極的に参画しています。

また、平成24年6月には「視聴覚的実演に関する北京条約」が、25年6月には視覚障害者等のための著作権の制限及び例外を規定した「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」が採択されました。日本は、「視聴覚的実演に関する北京条約」については、26年5月に国会においてその締結が承認され、同年6月に加入しました。「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」については、30年4月に国会においてその締結が承認されたことを踏まえ、同年10月に加入書を寄託し、31年1月から効力が生じています。

# 第15節 宗教法人制度と宗務行政

## 1 宗教法人制度の概要

現在、我が国には、教派、宗派、教団といった大規模な宗教団体や、神社、寺院、教会などの大小様々な宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っています。そのうち、約18万1,000の宗教団体が「宗教法人法」に基づく宗教法人となっています（[図表31](#)、[図表32](#)）。

宗教法人制度を定める「宗教法人法」の目的は、宗教団体に法人格を与え、宗教団体が自由で自主的な活動を行うための財産や団体組織の管理の基礎を確保することにあります。宗教法人制度は、憲法の保障する信教の自由、政教分離の原則の下で、宗教法人の宗教活動の自由を最大限に保障するため、所轄庁の関与をできるだけ少なくし、各宗教法人の自主的・自律的な運営に委ねる一方で、宗教法人の責任を明確にし、その公共性に配慮することを骨子としています。

## 2 宗務行政の推進

### （1）宗教法人の管理運営の推進

都道府県の宗務行政に対する助言や、都道府県事務担当者の研修会、宗教法人のための実務研修会の実施、手引書の作成などを行っています。また、我が国における宗教の動向を把握するため、毎年度、宗教界の協力を得て宗教法人に関する「宗教統計調査」を実施し、「宗教年鑑」として発行するほか、宗教に関する資料の収集などを行っています。

### （2）不活動宗教法人対策の推進

宗教法人の中には、設立後、何らかの事情によって活動を停止してしまった、いわゆる「不活動宗教法人」が存在します。不活動宗教法人は、その法人格が売買の対象となり、第三者が法人格を悪用して事業を行うなど社会的な問題を引き起こすおそれがあり、ひいては宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことにもなりかねません。

このため、文化庁と都道府県は、不活動状態に陥った法人について、活動再開ができない場合には、吸収合併や任意解散の認証によって、また、これらの方法で対応できない場合に

\*<sup>23</sup> 参照：第2部第10章第1節5（6）